

調査票 記入要領

調査票に許可種別、施設名、施設所在地、管轄保健所等の必要事項をご記入いただき、以下のとおりご回答ください。

1. 設備の衛生管理

①～⑪の各設備の設置の有無について□に✓を記入し、各設備の衛生管理状況に関する項目について回答してください。

※②浴槽について、循環式浴槽と非循環式浴槽の両方を設置している場合は両方に記入してください。

※⑧ろ過器、⑨集毛器、⑩循環配管については、循環式浴槽を設置している場合に記入してください。

2. 水質検査

各項目の該当する選択肢の□に✓を記入し、水質検査に関する質問に回答してください。

⑫原湯・原水・上がり用湯及び上がり用水

水道水以外の水を原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水に使用している場合、公衆浴場法施行細則もしくは旅館業法施行細則に定める基準に適合するかを確認するため、水質検査が必要となります（裏面の別表1を参照）。

「水道水以外」に該当する場合は、検査項目のうちレジオネラ属菌にかかる検査結果について、直近で実施した年月日及び検査結果（cfu/100mL）を記入※してください。

※原湯・原水・上がり用湯・上がり用水が複数ある場合は、検査対象をすべて検査した結果のうち、検出菌数の値が最も大きかったものについて記入してください。

⑬浴槽水 ※浴槽を設置していない場合は、回答を省略してください。

以下の(ア)と(イ)の両方を実施している場合を除き、浴槽水は公衆浴場法施行細則もしくは旅館業法施行細則に定める基準に適合するかを確認するため、水質検査が必要となります（裏面の別表2を参照）。

(ア) 客が入れ替わるごとに浴槽水を完全に換水

(イ) 客が入れ替わるごとに清掃と消毒

客が入れ替わるごとに浴槽水を完全換水および清掃・消毒を行っていない場合は、検査項目のうちレジオネラ属菌にかかる検査結果について、直近で実施した年月日および検査結果（cfu/100mL）を記入※してください。

※浴槽が複数ある場合は、すべての浴槽を検査した結果のうち、検出菌数の値が最も大きかった浴槽について記入してください。

3. 浴槽水の衛生管理

⑭浴槽水の種類、⑭-2 浴槽水の消毒 ※浴槽を設置していない場合は、回答を省略してください。

以下の(ア)～(ウ)のすべての条件を満たす場合を除き、浴槽水は条例の規定により消毒が必要です。

(ア) 水道水を使用している

(イ) 客が入れ替わるごとに浴槽水を完全に換水している

(ウ) 客が入れ替わるごとに清掃・消毒を行っている

⑭浴槽水の種類については、使用している浴槽水の□に✓を記入し、浴槽水の衛生管理状況に関する各項目に回答してください。

○「水道水」もしくは「水道水以外」の場合

⑭-2 浴槽水の消毒 で消毒の実施・未実施について□に✓を記入し、「実施」の場合に消毒装置の有無や消毒方法、遊離残留塩素濃度またはモノクロミン濃度等を記入してください。

○「水道水で、かつ客が入れ替わるごとに浴槽水の完全換水および清掃・消毒を行っている」場合

⑭-2 に回答する必要はありません。次の項目の回答に進んでください。

⑮自主管理手引書及び点検表

自主管理手引書及び点検表の有無について該当する方の□に✓を記入してください。

（裏面に続く）

別表 1 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質基準

基準項目	水質基準	測定方法
色度	5度以下であること。	比色法又は透過光測定法
濁度	2度以下であること。	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法
pH値	5.8以上8.6以下であること	ガラス電極法又は連続自動測定機器によるガラス電極法
全有機炭素(TOC)の量又は過マンガン酸カリウム消費量	全有機炭素(TOC)の量の場合は1リットル中3ミリグラム以下であること。過マンガン酸カリウム消費量の場合は1リットル中10ミリグラム以下であること。	全有機炭素(TOC)の量の場合は全有機炭素計測定法 過マンガン酸カリウム消費量の場合は滴定法
大腸菌	検出されないこと。	特定酵素基質培地法
レジオネラ属菌	検出されないこと(100ミリリットル中に10cfu未満)。	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法

(公衆浴場法施行細則第8条(1)及び旅館業法施行細則第7条(1)より一部抜粋)

別表 2 浴槽水の水質基準

基準項目	水質基準	測定方法
濁度	5度以下であること。	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法
全有機炭素(TOC)の量又は過マンガン酸カリウム消費量	全有機炭素(TOC)の量の場合は1リットル中8ミリグラム以下であること。過マンガン酸カリウム消費量の場合は1リットル中25ミリグラム以下であること。	全有機炭素(TOC)の量の場合は全有機炭素計測定法 過マンガン酸カリウム消費量の場合は滴定法
大腸菌群	1ミリリットル中1個以下であること。	下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和37年厚生省令・建設省令第1号)第6条に規定する方法
レジオネラ属菌	検出されないこと(100ミリリットル中に10cfu未満)。	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法

(公衆浴場法施行細則第8条(2)及び旅館業法施行細則第7条(2)より一部抜粋)

原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の定義

原湯…浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水

原水…原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水

上がり用湯…洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水

上がり用水…洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水